

行政機関による法令適用事前確認手続の実施状況調査の結果

第 1 調査の趣旨等

1 調査の趣旨

「行政機関による法令適用事前確認手続」は、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表するものである。

この手続については、「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成 13 年 3 月 27 日閣議決定、平成 16 年 3 月 19 日改正。資料 1）において、その指針（以下「閣議決定指針」という。）を定めている。

この調査は、i) 閣議決定指針において、「本手続が適切に実施されるよう、総務省は各府省における実施状況をフォローアップし、公表する」こととされていること、ii) 「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（改定）」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）においても、「同手続が適切に実施されるよう、総務省はその実施状況をフォローアップし、公表する」こととされていることを踏まえ、実施したものである。

2 調査事項

- (1) 法令適用事前確認手続による照会・回答内容の公表状況
- (2) 細則、対象法令の見直し状況
- (3) 手続に係る国民・事業者への周知等の実施状況

第2 調査結果

1 照会・回答件数の公表状況

(照会・回答件数)

平成16年度中に、法令適用事前確認手続の対象として国民等から照会があったものに対して各府省が回答及びその公表を行った案件は、表1のとおり、3省庁で計23件(15年度比3件増)となっている(各照会・回答内容等の詳細については資料2参照)。

表1 照会・回答件数

府 省 名	照会・回答件数	関係法令名 ※ () 内は件数
金 融 庁	9	証券取引法(2)、保険業法(3)、自動車損害賠償保障法(1)、前払式証票の規制等に関する法律(1)、銀行法(3)、確定拠出年金法(1)
経 済 産 業 省	12	輸入貿易管理令(3)、電気事業法(3)、火薬類取締法(5)、揮発油等の品質の確保等に関する法律(1)
国 土 交 通 省	2	貨物自動車運送事業法(1)、貨物利用運送事業法(1)

(注) 1件の照会で複数の法令について照会しているものがあるため、関係法令名欄の件数の合計は照会・回答件数欄と一致しないこともある。

(照会から回答までの期間)

閣議決定指針においては、「各府省は、原則として、照会者からの照会書が照会窓口には到達してから30日以内(具体的回答期間は、各府省が細則で定める。)に、照会者に対する回答を行うものとする。」とされている。上記23件について、照会から回答までの期間(補正に要した日数を除く。)をみると、表2のとおり20件(87%)が30日以内となっており、残りの3件は、回答に当たり慎重な判断を行う必要があったとして、回答期間を延長している。

(回答から公表までの期間)

照会及び回答内容の公表時期については、同指針により「照会者名並びに照会及び回答内容は、原則として回答を行ってから30日以内に公表するものとする。」とされている。上記23件について、回答から公表までの期間をみると、表2のとおり20件(87%)が30日以内となっており、残りの

3件は、照会者から公表時期を延期してほしいとの申出があったこと等を理由に、公表時期を延期している。

表2 照会から回答までの期間及び回答から公表までの期間

区分	30日以内	31日以上
照会から回答まで	20 (87%)	3 (13%)
回答から公表まで	20 (87%)	3 (13%)

(注) 1 いずれの期間も補正日数を含まない。

2 詳細は別表参照。

2 細則、対象法令の見直し状況

閣議決定指針により、各府省は、法令適用事前確認手続の具体的実施方法等について細則を定めるとともに、同手続の対象法令(条項)を確定・公表することとされており、平成16年度末現在、13省庁等(公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)がそれぞれ細則を定めている。

各府省では、以下の点や所管法令の制定、改廃を踏まえ、細則及び対象法令の見直しが必要なものについては、細則の改正等の措置を速やかに行っている。平成16年度中に行われたものは、表3のとおりである。

(1)「行政機関による法令適用事前確認手続の拡大等について」(平成16年3月19日閣議決定)により、閣議決定指針における対象法令の分野が「IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野に係る法令」から「民間企業等の事業活動に係る法令」に拡大された。

(2)「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定)において、各府省の細則に関し、「すべての細則において、回答には具体的な見解や根拠等を必ず盛り込むこととする規定を置く」、「すべての細則において、照会者又はその代理人から照会の取下げの申出があった場合には、当該申出に係る照会に対する回答を行わないこととする規定を置く」とされた。

表3 細則、対象法令の見直し状況等

府省等名	見直し状況等
金融庁	<p>細則を改正し、(1)照会者に対する回答には具体的な見解及び根拠を明示すること、(2)照会者等から照会の取下げの申出があった場合には、回答を行わないこととする規定を設けた。</p> <p>また、所管法令の改正等に伴い、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法、金融機能の強化のための特別措置に関する法律、自動車損害賠償保障法を対象法令に追加した。</p>
総務省	<p>所管法令の改正等に伴い、消防法、消防法施行規則、電波法、電気通信事業法、工事担任者規則、電気通信事業法施行規則、電気通信事業会計規則、電気通信事業報告規則、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の該当条項を対象法令に追加した。</p>
法務省	<p>閣議決定指針の改正を踏まえ、弁護士法の該当条項を対象法令に追加した。</p>
財務省	<p>閣議決定指針の改正を踏まえ、平成16年9月から手続を導入したが、対象法令は所管の事業活動を規制するすべての法令とした。</p>
文部科学省	<p>細則を改正し、照会者等から照会の取下げの申出があった場合には、回答を行わないこととする規定を設けた。</p> <p>また、所管法令の改正等に伴い、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、文化財保護法の該当条項を対象法令に追加した。</p>
厚生労働省	<p>所管法令の改正等に伴い、健康保険法の該当条項を対象法令に追加した。</p>
経済産業省	<p>細則を改正し、照会者に対する回答には根拠となる法令の解釈を示すことを義務付けた。</p> <p>所管法令の改正等に伴い、石油の備蓄の確保等に関する法律、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法、特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律の該当条項を対象法令に追加した。</p>

(注) 1 内閣官房、内閣府、宮内庁、防衛庁及び人事院は、閣議決定指針により対象法令とすべき所管法令がないとして、手続を導入していない。

2 平成16年度中に措置がされなかった府省等は記載していない。

3 手続に係る国民・事業者への周知の実施状況等

（国民・事業者への周知の実施状況）

手続を導入している省庁は、すべてホームページでの本手続の周知を実施しており、また、照会書の様式をホームページからダウンロード可能としているなど、照会者の利便向上に係る措置を講じている省庁等もみられた。

（その他の取組）

「行政機関による法令適用事前確認手続の拡大等について」（平成16年3月19日閣議決定）において、「民間における団体からその所属する個別企業を代表した照会を受けた場合にも、できる限り具体的に回答するものとする」としている。金融庁では、この閣議決定等を踏まえ、所管法令の直接の適用を受ける事業者により構成される事業者団体等から、その事業に共通する取引等に係る一般的な法令解釈に関する照会を書面で受けた場合に、一定の要件の下で書面による回答を行い、照会及び回答内容を公表する手続を同庁におけるノーアクションレター手続を補完するものとして整備し、平成17年4月1日より実施している。

別表 照会、回答及びその公表状況

案件番号	府省名	照会・回答に関わる法令名	照会年月日	回答年月日	(A) 照会から回答までの日数 (補正に要した日数を除)	補正日数	(A)が30日を超えた理由	公表年月日	(B) 回答から公表までの日数	(B)が30日を超えた理由
1	金融庁	証券取引法	H15.12.12	H16.1.15	33	1	回答に当たり慎重な判断を要したため	H17.1.11	363	照会者から公表時期を延期して欲しいとの要請があったため
2		保険業法	H16.3.19	H16.4.12	24	0		H16.4.12	0	
3		前払式証券の規制等に関する法律	H16.2.17	H16.4.20	55	8	回答に当たり慎重な判断を要したため	H16.6.1	42	照会者から公表時期を延期して欲しいとの要請があったため
4		銀行法	H16.5.19	H16.6.1	12	1		H16.6.1	0	
5		銀行法	H16.3.29	H16.7.9	53	49	回答に当たり慎重な判断を要したため	H16.7.13	4	
6		証券取引法	H16.7.9	H16.8.19	27	14		H16.9.16	28	
7		保険業法	H16.7.21	H16.8.20	30	0		H16.8.20	0	
8		自動車損害賠償保障法	H16.12.24	H17.1.21	28	0		H17.1.21	0	
9		保険業法	H16.11.8	H17.2.23	30	77		H17.3.1	6	
10	経済産業省	輸入貿易管理令	H16.10.5	H16.11.2	28	0		H16.11.18	16	
11		輸入貿易管理令	H16.10.7	H16.11.5	29	0		H16.11.18	13	
12		輸入貿易管理令	H16.11.8	H16.12.3	25	0		H16.12.20	17	
13		電気事業法	H17.1.24	H17.2.21	28	0		H17.2.24	3	
14		電気事業法	H17.2.23	H17.2.23	0	0		H17.2.25	2	
15		電気事業法	H17.1.25	H17.2.15	21	0		H17.2.20	5	
16		火薬類取締法	H16.11.5	H16.11.10	5	0		H16.11.10	0	
17		火薬類取締法	H16.9.28	H16.10.13	15	0		H16.10.13	0	
18		火薬類取締法	H16.9.13	H16.10.13	30	0		H16.10.13	0	
19		火薬類取締法	H16.10.13	H16.11.10	28	0		H16.11.10	0	
20		火薬類取締法	H16.10.13	H16.11.10	28	0		H16.11.10	0	
21	揮発油等の品質の確保等に関する法律	H16.10.15	H16.11.2	7	11		H17.5.12	191	公表に当たり慎重な判断を要したため	
22	国土交通省	貨物自動車運送事業法	H16.4.26	H16.5.18	22	0		H16.5.18	0	
23		貨物利用運送事業法	H16.6.24	H16.7.14	19	1		H16.7.14	0	

資 料

- 資料1 「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」(閣議決定)
..... 1

- 資料2 法令適用事前確認手続 照会・回答事例

金 融 庁..... 4

経済産業省.....20

国土交通省.....32

行政機関による法令適用事前確認手続の導入について

〔平成 13 年 3 月 27 日閣議決定〕
〔平成 16 年 3 月 19 日閣議決定改正〕

経済構造の変革と創造のための行動計画（第 3 回フォローアップ）（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定）において、「IT 革命の到来等の中で、民間企業の事業活動が迅速かつ公平に行われることを視野に入れて、行政処分を行う行政機関がその行政処分に関する法令解釈を迅速に明確化する手続を、我が国の法令体系に適合した形で導入を図ることとし、その検討に着手するとともに、一定の分野において平成 13 年度（2001 年度）から実施する。」こととされたことを踏まえ、平成 13 年度から、IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表することとする。また、このことは「e-Japan 戦略」（平成 13 年 1 月 22 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）において、「既存ルールの解釈の明確化（ノーアクションレターの導入）」を行うこととされている趣旨にも沿うものである。

このため、上記の分野に関し、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する手続の指針を下記のとおり定める。

なお、具体的実施方法等については、本指針の範囲内で、各府省（その外局を含む。以下同じ。）において「細則」を定め、これを公表するものとする。

記

1 対象

(1) 対象法令の分野

本指針は、民間企業等の事業活動に係る法令を対象とするが、各府省の判断により、その他の分野に係る法令を対象とすることを妨げるものではない。

(2) 対象法令（条項）の範囲

本指針の対象は、上記(1)に掲げる法令の条項のうち、次のいずれかに該当するものであって、民間企業等の事業活動に係るものとする。ただし、地方公共団体が処理する事務（法定受託事務及び自治事務）に係るものは対象としない。

- ① 当該条項が申請（行政手続法（平成 5 年 11 月 12 日法律第 88 号）第 2 条第 3 号にいう申請をいう。）に対する処分の根拠を定めるものであって、当該条項に違反する行為が罰則の対象となる場合

- ② 当該条項が不利益処分（行政手続法第2条第4号に定める不利益処分をいう。）の根拠を定めるものである場合
- (3) 対象法令（条項）の確定・公表
各府省は、当該府省において本指針に基づき対象とする条項を確定し、公表するものとする。

2 照 会

各府省は、次に掲げる要件を備えた民間企業等（以下「照会者」という。）からの照会を細則で定める照会窓口において受け付けるものとする。

- ① 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実を書面（電子的方法を含む。）により示すこと。
- ② 上記1(3)に基づき、各府省が確定、公表した条項のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項を特定すること。
- ③ 照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意していること。
なお、各府省は、上記②において特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠を明示すること等の要件を合理的かつ必要な範囲内で細則において付加することができる。

3 回 答

(1) 回答期間

各府省は、原則として、照会者からの照会書が照会窓口には到達してから30日以内（具体的回答期間は、各府省が細則で定める。）に、照会者に対する回答を行うものとする。ただし、各府省は、慎重な判断を要する場合、担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じる場合等合理的な理由がある場合には、30日を超える回答期間を細則で定めることができる。

設定された回答期間内に回答を行うことができない場合には、照会者に対して、その理由及び回答時期の見通しを通知しなければならない。

(2) 回答の方式

照会に対する回答は、書面（電子的方法を含む。）により行う（ただし、照会者が口頭で回答することに同意する場合については、この限りではない。）。

回答書においては、「本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではない」旨明示する。

(3) 回答を行わない事案

各府省は、照会者からの照会に対し回答を行うことができない場合又は回答を行うことが適当でない場合については、回答を行わないことができる。

回答を行わない事案については、その要件等を細則であらかじめ定めおかなければならない。

照会に対し回答を行わない場合は、照会者に対し、その理由を通知しな

ければならない。

4 照会者名並びに照会及び回答内容の公表

(1) 公表内容

照会者名並びに照会及び回答内容は、原則として、これをそのまま公表するものとする。

ただし、照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に定める不開示事由に該当している情報が含まれている場合、必要に応じ、これを除いて公表することができる。

(2) 公表時期

照会者名並びに照会及び回答内容は、原則として回答を行ってから 30 日以内に公表するものとする。

5 導入時期

各府省は、IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野については、導入についての検討を早急に進め、平成 13 年度中の可能な限り早期に実施するものとする。

6 フォローアップ及び見直し

本手続が適切に実施されるよう、総務省は、各府省における実施状況をフォローアップし、公表する。

また、上記フォローアップ結果等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

7 関連情報の提供等

本手続の趣旨・目的に照らし、各府省は、所管法令のコンメンタールの充実等法令適用に関連する諸情報の提供や審査基準・処分基準の公表に積極的に努めるものとする。

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成15年12月12日

2 回答年月日

平成16年 1月15日

照会から回答までの期間34日間

(うち補正に要した期間 1日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

本件は、回答にあたり慎重な判断を要することから、細則に基づき回答までの期間を延長した(照会のあった日から60日以内)。

3 照会・回答内容の公表年月日

平成17年 1月11日

回答から公表までの期間363日間

(照会者からの公表延期要請 ■ 有 □ 無)

4 照会内容の概要

照会者：楠裕史 氏

照会者は、証券会社を設立したうえで信用取引にかかる下記内容の取引の提供を行うことを計画している。ついては、以下の1. ないし4. を照会したい。

1. 証券会社が20%特約に基づき反対売買の取次を行うことは証券取引法第42条第1項第5号の取引一任勘定取引に該当するものとして証券取引法第56条第1項第3号による処分の対象とならないか。
2. 0%特約に基づき、証券会社が顧客の株式を買取することは証券取引法第129条第1項の呑み行為に該当し、証券取引法第56条第1項第3号による処分の対象とならないか。
0%特約に基づき、証券会社が顧客の株式を買取することは証券取引法第39条の向かい呑みに該当し、証券取引法第56条第1項第3号による処分の対象とならないか。
3. 顧客と証券会社が0%特約を締結することは、証券取引法第42条の2第1項の損失補填の約束にあたり、証券取引法第56条第1項第3号による処分の対象とならないか。
4. 顧客が20%特約と0%特約を共に締結した場合において、証券会社がいずれかの特約に基づき反対売買を執行することは、取引態様の事前明示義務を定めた証券取引法第38条に違反するものとして、証券取引法第56条第1項第3号による処分の対象とならないか。

記

従来の信用取引に加えて、個別の建玉ごとに委託保証金維持率類似の「損切り依頼計算率」という数値を観念し、①「損切り依頼計算率」が20%以下になった場合には反対売買を行うこと(「20%特約」)、②「損切り依頼計算率」が0%になった場合には証券会社自らが市場外で顧客から株式を買取ること(「0%特約」)という特約を用意し、顧客の選択により締結する。

5 回答内容の概要

1. 一定の条件が成就した場合に、一定の算式に基づき算出される価格を指値としての売買注文を受託する行為は、あらかじめ顧客から売買の別、銘柄、数及び価格について同意を得たものであるので、証券取引法第 42 条第 1 項第 5 号には違反せず、証券取引法第 56 条第 1 項第 3 号による処分の対象とされることはない。
2. 20%特約及び 0%特約の両方の契約締結した場合に、一定の条件が成就した場合に 20%特約による委託売買の注文を取り消し、新たに 0%特約に基づき証券会社が市場外において顧客の株式を買い取る注文に変更する行為は、当該行為を行うことについて顧客との間で契約が締結されている場合には、証券取引法第 39 条に定める向かい呑み及び同法第 129 条に定める呑み行為には該当しない。しかしながら、0%特約の停止条件が成就する以前に顧客が別途反対売買の注文を行い、当該反対売買注文に基づく売買が成立する以前に 0%特約の解除条件が成就した場合には、当該反対売買の注文が取り消されることなく証券会社が自己で買い取ることもあり得、この場合には、証券取引法第 39 条に定める向かい呑み及び同法第 129 条に定める呑み行為に該当し、証券取引法第 56 条第 1 項第 3 号による処分の対象となる。
3. 照会にある 0%特約において一定の条件が成就した場合に、即座に市場外において証券会社自らが当該時点における市場価格等により当該株式を買い取る行為は、そのことのみをもって証券取引法第 42 条の 2 第 1 項に違反するとはいえず、証券取引法第 56 条第 1 項第 3 号による処分の対象とされることはない。
4. 0%特約を付した場合に、当該特約の停止条件が成就する以前に当該建玉につき「反対売買が成立すること」が 0%特約の解除条件とするものとされているため、0%特約の条件が成就する以前に顧客が別途反対売買の注文を行い、当該反対売買注文に基づく売買が成立する以前に特約の条件が成就した場合には、異なる内容の注文が並存することとなるが、この場合には、証券取引法第 38 条に違反し、証券取引法第 56 条第 1 項第 3 号による処分の対象となる。

6 担当局課名

監督局証券課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成16年 3月19日

2 回答年月日

平成16年 4月12日

照会から回答までの期間 24日間

(うち補正に要した期間 0日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

該当なし

3 照会・回答内容の公表年月日

平成16年 4月12日

回答から公表までの期間 0日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

照会者：ティーペック（株） 代表取締役 板倉 清 氏

照会者は、個人を対象として健康クラブ（入会金・年会費を徴収）を新たに設立し、健康相談及び医師紹介サービスとともに、同クラブ会員を相手方として、対価を得て人の生死・負傷・疾病に関し一定の金額を支払う事業を営むことを計画している。

当該事業が保険業法第2条第1項に定める保険業に該当しないことを照会したい。

5 回答内容の概要

「保険業」を定義した保険業法第2条第1項にいう「不特定の者を相手方として」に該当するか否かは、①当該団体の組織化の程度（構成員の団体帰属に係る意識度）、②当該団体への加入要件についての客観性、難易の程度、③当該団体の本来的事業の実施の程度等をもとに、総合的に判断することとなる。

これに照らすと、照会のあった事例は、所定の会費を支払えば特に制限なく誰でも加入できる団体を新たに設立し、対価を得て人の生死・負傷・疾病に関し一定の金額を支払う事業を営むものであり、当該事業が当該団体の会員を対象とするものであるからといって、同項にいう「保険業」に該当しないとは言えないものと認められる。

6 担当局課名

監督局保険課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成16年 2月17日

2 回答年月日

平成16年 4月20日

照会から回答までの期間63日間

(うち補正に要した期間 8日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

本件は、回答にあたり慎重な判断を要することから、細則に基づき回答までの期間を延長した(照会のあった日から60日以内)。

3 照会・回答内容の公表年月日

平成16年 6月 1日

回答から公表までの期間42日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

照会者：(株)パークレーヴァouchers 代表取締役CEO 池田 仰 氏

照会者が計画している以下の事業が、①前払式証票の規制等に関する法律第2条第1項第1号に規定する前払式証票の発行に該当しないこと、及び②銀行法第2条第2項第2号に規定する為替業務に該当しないこと、について照会したい。

(イ) 照会者は、照会者と契約関係にある飲食店等で使用することができる、一定の金額を表示した証票を作成する。

(ロ) 照会者は、顧客企業に本件証票を交付し、顧客企業はその対価として、照会者に本件証票に係る実費相当額(印刷代等)を支払う。

(ハ) 本件証票には、発行者である顧客企業の名称及び飲食店等に対する代金償還義務者である照会者の名称が記載される。

(ニ) 顧客企業は、アンケートへの回答等への謝礼として、消費者に対して本件証票を無償で交付する。

(ホ) 消費者は、本件証票を使用して、飲食店等から物品又はサービスの提供を受ける。

(ヘ) 飲食店等は、本件証票の使用と引換えに物品又はサービスを提供したときは、照会者を介して顧客企業との間で、その代金を決済する。

なお、照会者と顧客企業との間で、照会者は顧客企業からの償還金の有無を問わず飲食店等に対して請求に係る証票記載金額を支払うこと、また、顧客企業の代金の支払いを担保するため、照会者に対して銀行保証又はその他の担保を提供することを内容とする契約を締結する。

5 回答内容の概要

照会のあった上記事例で使用される場合において、照会者が作成し、顧客企業が発行する証票については、前払式証票の規制等に関する法律第2条第1項第1号に規定する前払式証票に該当しないと考える。

また、上記証票の決済をする照会者の行為は、銀行法第2条第2項第2号に規定する為替取引を行うことには該当せず、同法第61条に定められた不利益処分に該当することはないと考える。

6 担当局課名

監督局銀行第一課
監督局銀行第二課金融会社室

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成16年 5月19日

2 回答年月日

平成16年 6月 1日

照会から回答までの期間 13日間
(うち補正に要した期間 1日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

該当なし

3 照会・回答内容の公表年月日

平成16年 6月 1日

回答から公表までの期間 0日間
(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

照会者：(株)三井住友銀行 専務取締役 月原紘一 氏

照会者は、業務提携先企業及び取引先企業から委託を受け、顧客に提供しているインターネットバンキング取引（IB）画面等やIBに関するお知らせを顧客に発信するための電子メールに生じた余剰部分を媒体として、これらの企業の広告を掲載し、照会者のIB利用者やホームページ閲覧者に情報提供する業務の開始を検討しているところ、本件業務が銀行法第10条第2項柱書きの「その他の銀行業に付随する業務」に該当することから、同法第12条の他業禁止規定に抵触せず、同法第26条及び同法第27条に規定される不利益処分に課されることがないことを照会したい。

5 回答内容の概要

照会者が、照会文書に記載された範囲において、ホームページ上で取引先の個人・法人宛に提供しているインターネットバンキング取引画面等や個人・法人宛に提供している電子メールを媒体とした他者のための情報提供を業務として行うことは、銀行法10条第2項の「その他の銀行業に付随する業務」と認められることから、当該業務を行うことは他業の禁止を定めた同法第12条違反とはならない。したがって、照会者が同法同条違反を根拠として同法第26条及び第27条に定められた不利益処分を課されることはないと考えます。

6 担当局課名

監督局銀行第一課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成16年 3月29日

2 回答年月日

平成16年 7月 9日

照会から回答までの期間102日間

(うち補正に要した期間49日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

本件は、回答にあたり慎重な判断を要することから、細則に基づき回答までの期間を延長した(照会のあった日から60日以内)。

3 照会・回答内容の公表年月日

平成16年 7月13日

回答から公表までの期間 4日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

(株)第一物産 代表取締役 坂本照子 氏

銀行法第2条第2項第2号の「為替取引」とは、隔地者間の金銭債権・債務の決済あるいは資金移動を現金の輸送によらずに金融機関を介して行う仕組みと定義され、振込、送金、代金取立等の形態があり、通常、依頼者、銀行(仕向銀行、被仕向銀行)、受取人の3者ないし4者の関係になるとされているところ、照会者は、消費者(以下「ユーザー」)が、照会者の運営する決済代行サービス(カテル決済システム)の加盟店(以下「カテル加盟店」)から商品やサービス等を購入した場合、通信事業者を介して照会者がカテル加盟店に代わって商品やサービス等の購入代金をユーザーから回収し、カテル加盟店に支払う業務を計画している。

カテル決済システムは、ユーザーと加盟店との商品等の購入代金の回収を代行するものであり、当該業務は、照会者、カテル加盟店、通信事業者及びユーザーの4者間の取引であるが、照会者・ユーザー・カテル加盟店、照会者・ユーザー・通信事業者のそれぞれの3者間における代金回収業務が並存し、照会者は、その要に位置して、商品等代金の支払いないし回収の代行業務を行うものであり、単に債務の決済や資金移動の手段を提供するものではない。

また、通信事業者から、照会者、照会者からカテル加盟店への資金移動は、一方通行であり、日常相互に為替取引がなされる仕向銀行と被仕向銀行のように、双方の資金移動についての相殺処理は予定されていない。

したがって、当該業務が銀行法第2条第2項第2号に定める「為替取引」にはあたらないことを照会したい。

5 回答内容の概要

銀行法第2条第2項第2号にいう「為替取引を行うこと」とは、顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することである（最判平成13. 3. 12）。

照会のあった事例の照会者の行為については、カテル加盟店から弁済の受領行為（代金回収業務）を委任されているのであり、単に資金移動の仲介を委任されている銀行法第2条第2項第2号にいう「為替取引を行うこと」とは異なると考える。したがって、本事例の行為は、銀行法第2条第2項第2号に規定する「為替取引を行うこと」には該当しないことから、同法第4条第1項違反とはならないと考える。

6 担当局課名

監督局銀行第一課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成16年 7月 9日

2 回答年月日

平成16年 8月19日

照会から回答までの期間41日間

(うち補正に要した期間14日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

該当なし

3 照会・回答内容の公表年月日

平成16年 9月16日

回答から公表までの期間28日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

照会者：ヴァレオ・エスエイ

チアマノ・オブ・ザ・ボード チーフ・オペレーティング・オフィサー シェリー・モリン 氏

当社は、当社株式を当社従業員が従業員投資基金を通じて保有することを前提として、当基金へ株式の取得の勧誘を行うことを計画している。その場合、当該勧誘は、日本国内における日本国内の子会社及び孫会社の従業員（約1,400人）を相手方とする勧誘ではなく、当基金を相手方とする勧誘であり、募集には該当せず、証券取引法第4条第1項の有価証券届出書の提出及び同法第15条第2項の目論見書の交付は必要でないことを照会する。

5 回答内容の概要

株式の募集を従業員持株会に対して行う場合、勧誘の相手方を従業員持株会の一者とみるか、実際上の出資者である従業員持株会の会員である各従業員とみるかについては、「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容開示ガイドライン）5-15」により、①株主名簿に持株会の名義で登録されていること、②議決権の行使は持株会が行うこと、③配当金を持株会名義でプールし運用するシステムをとっていること等をもとに総合的に判断し、これらの要件が満たされれば、勧誘の相手方を従業員持株会として取り扱うこととされている。

これに照らすと、照会のあった事例の従業員投資基金は、株式の名義人が当基金であること、株式の議決権の行使は従業員側の代表者及び会社側の代表者によって構成される監督委員会により決定されること、配当金として受領した金銭は当基金が同じ株式に再投資するか、スワップ契約を結んだ銀行に支払うこと、従業員が当基金から退会する場合は持分に応じた金銭を支払い、株式の交付は行わないことから、当該勧誘は当基金一者を相手方とするものであると認められる。国内において当該会社は公開企業でなく、よって、当基金一者を相手方とする当該勧誘自体は募集に該当せず、証券取引法第4条第1項の届出及び同法第15条第2項の目論見書の交付は不要である。

6 担当局課名

総務企画局市場課企業開示参事官室

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成16年 7月21日

2 回答年月日

平成16年 8月20日

照会から回答までの期間30日間

(うち補正に要した期間 0日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

該当なし

3 照会・回答内容の公表年月日

平成16年 8月20日

回答から公表までの期間 0日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

照会者：日本興亜損害保険（株） 常務執行役員 岡田良治 氏
 東京海上火災保険（株） 専務取締役 岩下智親 氏
 （株）損害保険ジャパン 取締役専務執行役員 西川茂樹 氏

某損害保険会社(以下「A社」という)は、現在、自動車損害賠償責任保険(以下「自賠責保険」という)の認可を有し、自動車損害賠償責任保険および自動車損害賠償責任共済共同プール(以下「共同プール」という)の会員であるが、自賠責保険の認可を返上し、共同プールから脱退することを予定している。

上記脱退の時点において、A社の貸借対照表の負債の部に計上されている自賠責保険に係る責任準備金と支払準備金の合計額は、マイナスの金額(以下このマイナスの金額を「負の責任準備金等」という)となる見込みである。A社は包括移転を行わずに自賠責保険の認可を返上する予定であり、共同プールからの脱退に際しては、A社脱退時に当社らを含む共同プールに残存する会員(以下「残存会員」という)において、「負の責任準備金等」相当額を各社の運用益積立金(自賠責保険の責任準備金の一部)の残高に応じて配分して、A社に支払う取扱いにしたいと考えている。そして、各残存会員においては、A社に対する支払額を費用計上し、その支払額に相当する金額を自賠責保険の運用益積立金から取り崩すことを予定している。

上記のように共同プールを脱退するA社に対する当社らの支払額に相当する金額を、当社らにおける自賠責保険の責任準備金から取り崩す行為を行っても、自動車損害賠償保障法28条の3第1項の規定に抵触しないため、保険業法132条第1項、同法133条に規定する不利益処分を受けることがないことを確認したい。

5 回答内容の概要

自賠責保険事業が共同プール事務として行われていることに鑑みれば、自動車損害賠償保障法第28条の3第1項に規定する「責任保険の事業の収支の不足のてん補に充てる場合」とは、自社の責任保険の事業の収支の不足のてん補に充てる場合だけでなく、他の共同プール会員の責任保険の事業の収支の不足のてん補に充てる場合も含むと考える。

したがって、照会者が他社（A社）の自賠責保険事業からの撤退にあたり、A社の負の責任準備金等に相当する金額を支払うために、照会者の責任準備金を取り崩すことは、同項に規定する「責任保険の事業の収支の不足のてん補に充てる場合」に該当するため、当該行為が同項に抵触するとは認められず、これを根拠として保険業法第132条第1項及び同法第133条に定められた不利益処分に課されることはないと考えます。

6 担当局課名

監督局保険課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成16年12月24日

2 回答年月日

平成17年 1月21日

照会から回答までの期間28日間

(うち補正に要した期間 0日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

該当なし

3 照会・回答内容の公表年月日

平成17年 1月21日

回答から公表までの期間 0日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

照会者：エース損害保険（株） 代表取締役社長 今井隆志 氏

照会者は、団体長期障害所得補償保険（LTD）の付帯サービスとして、保険契約者である企業に対し、コンサルティング等のサービスを提供する外部専門業者を斡旋する業務を行うことを検討しているが、本件業務が、保険業法第98条第1項（その他の保険業に付随する業務）に該当し、同法100条が禁止する他業に該当しないため、本件業務を理由として同法第132条第1項及び第133条に定める不利益処分を課されることはないことを照会したい。

（注1）外部専門業者が提供するサービスは以下のとおり。

- ① 従業員（被保険者）向けサービス
 - ・従業員及びその家族に対するメンタルヘルス等に係る無料電話相談ほか
- ② 企業（契約者）向けサービス
 - ・役員、管理職に対する問題解決セミナーの実施ほか

（注2）照会者が外部専門業者から得る斡旋手数料は、当該企業における被保険者数に比例して支払われる。具体的には、被保険者1名あたり数百円程度を想定している。

5 回答内容の概要

保険業法第98条第1項の「当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務」に該当するかについては、「金融監督等に当たっての留意事項について（事務ガイドライン—第二分冊：保険会社関係）1-6-5（16）」により、他業禁止に十分留意し、①法第97条及び第98条第1項各号に掲げる業務に準ずること、②当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に対して過大なものとなっていないこと、③保険業との機能的な親近性やリスクの同質性が認められること、④保険会社が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資すること、等の観点から総合的に判断することとされている。

これに照らすと、照会者が、照会文書に記載された範囲において、保険契約者である企業に対し、コンサルティング等のサービスを提供する外部専門業者を斡旋する業務（以下、本件業務という。）を行うことは、既存の自社及び自社代理店における運営体制を活用するものであること、団体長期障害所得補償保険契約者に対してのみ行うものであって、本件業務から得る手数料も保険料収入に比べ極めて少額であること、保険引受と機能的な親近性が認められ、かつ、照会者において本件業務が保険契約の内容に含まれていると誤解されないようする、外部専門業者の選定には財務内容や実績等に配慮する等、新たなリスクが生じないよう措置を講ずることとされていること等から、他業禁止の趣旨にかんがみ、総合的に判断すると、同法第98条第1項の「当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務」に該当すると認められる。

従って、当該業務を行うことは他業の禁止を定めた同法第100条違反とはならず、同法違反を理由として同法第132条第1項及び第133条に定める不利益処分を課されることはないと考えます。

6 担当局課名

監督局保険課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成16年11月 8日

2 回答年月日

平成17年 2月23日

照会から回答までの期間107日間

(うち補正に要した期間77日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

該当なし

3 照会・回答内容の公表年月日

平成17年 3月 1日

回答から公表までの期間 6日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

(株)百五銀行 取締役営業統括グループマネージャー 江崎邦直 氏

銀行支店を運営管理業務を行う営業所として追加登録し、運営管理業務の担当者を配置する予定であるが、以下の(1)ないし(3)は、いずれも確定拠出年金法第100条及び確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号に規定する禁止行為に該当しないことを照会したい。

- (1) 当該支店に運営管理業務の専任者ではないが金融商品の販売等を行わない運営管理業務担当者を置き、運用関連業務以外に以下①ないし⑤の事務を行うこと。
 - ① 運営管理機関として受託又は受託予定の企業型年金加入者及び企業型年金運用指図者並びに個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者(以下「加入者等」という。)の住所変更等の諸変更事務手続
 - ② 加入者等の離転職時の事務手続
 - ③ 加入者等の給付に係る事務手続
 - ④ 加入者等のパスワード、ユーザーIDの再発行事務手続
 - ⑤ 加入者等へのコールセンター、インターネットの利用方法の説明
- (2) 当該支店の運用関連業務を行う金融商品の販売を行ういわゆる営業職員が、上記①ないし⑤の事務を行うこと。
- (3) 当該支店の運営管理業務担当者が貸付業務を兼務する場合において、融資の繰上返済処理に伴い発生する先取利息を普通預金又は当座預金に自動的に入金する手続を行うこと。

5 回答内容の概要

確定拠出年金法（以下「法」という。）第100条第7号に基づく主務省令である確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号の規定（以下「本条項」という。）は、法第23条第1項前段の政令（確定拠出年金法施行令第15条）で定める運用の方法に係る商品の販売若しくはその代理若しくは媒介又はそれらの勧誘に関する事務を行う者（以下「金融商品販売者」という。）が、法第2条第7項第2号に規定する運用関連業務に係る事務を併せて行うことを禁止している。

（1）における支店の運営管理業務担当者は、運用関連業務及び①～⑤の事務を行うこととされているが、これらの事務はいずれも金融商品の販売や勧誘等には該当せず、当該事務を行う者は金融商品販売者には該当しないと認められることから、本条項の規定は適用されないと考えられる。

（2）における支店の営業職員は、（1）①～⑤の事務を行うこととされているが、これらの事務はいずれも運用関連業務に該当しないと認められることから、当該事務を金融商品販売者が併せて行うことは、本条項に定める禁止行為には該当しないものと考えられる。

（3）における支店の運用関連業務を行う運営管理業務担当者が、貸付業務を兼務し、融資の繰上返済処理に伴い発生する先取利息を普通預金又は当座預金に自動的に入金する手続きを行うこととされているが、この事務処理は貸付業務に係る事務を行うに際して必然的に発生する付随的な事務手続であるため、当該事務処理を行う者は金融商品販売者には該当しないと認められることから、本条項の規定は適用されないと考えられる。

6 担当局課名

監督局総務課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成16年10月 5日

2 回答年月日

平成16年11月 2日

照会から回答までの期間 28日間

(うち補正に要した期間 日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

3 照会・回答内容の公表年月日

平成16年11月18日

回答から公表までの期間 16日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

照会者名：佐藤貿易 代表 佐藤栄司

具体的行為：

模型ロケット自動車用の火薬を使用した噴射推進器を輸入するにあたり、輸入割当てが必要か否か。

照会対象法令（条項）：輸入貿易管理令第9条第1項

5 回答内容の概要

回答内容：照会対象法令（条項）の対象となる。

根拠等：

照会のあった「火薬を使用した噴射推進器」は、関税定率法別表の関税率表・番号36・01項に掲げる火薬に該当し、火薬については、輸入貿易管理令第9条第1項の輸入割当てを受けるべきものとして公表された品目（輸入公表）に該当するため。

6 担当局課名

貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成16年10月 7日

2 回答年月日

平成16年11月 5日

照会から回答までの期間 29日間

(うち補正に要した期間 日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

3 照会・回答内容の公表年月日

平成16年11月18日

回答から公表までの期間 13日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

照会者名：佐藤貿易 代表 佐藤栄司

具体的行為：

模型ロボット・人形用の火薬を使用した噴射推進器を輸入するにあたり、輸入割当てが必要か否か。

照会対象法令（条項）：輸入貿易管理令第9条第1項

5 回答内容の概要

回答内容：照会対象法令（条項）の対象となる。

根拠等：

照会のあった「火薬を使用した噴射推進器」は、関税定率法別表の関税率表・番号36・01項に掲げる火薬に該当し、火薬については、輸入貿易管理令第9条第1項の輸入割当てを受けるべきものとして公表された品目（輸入公表）に該当するため。

6 担当局課名

貿易経済協力局貿易管理部 貿易審査課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成16年11月 8日

2 回答年月日

平成16年12月 3日

照会から回答までの期間 25日間

(うち補正に要した期間 日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

3 照会・回答内容の公表年月日

平成16年12月20日

回答から公表までの期間 17日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

照会者名：佐藤貿易 代表 佐藤栄司

具体的行為：

模型ロケット自動車用噴射推進器の点火に使用するイグナイターを輸入するにあたり、輸入割当てが必要か否か。

照会対象法令（条項）：輸入貿易管理令第9条第1項

5 回答内容の概要

回答内容：照会対象法令（条項）の対象となる。

根拠等：

照会のあった「イグナイター」は、関税定率法別表の関税率表・番号36・03項に掲げるイグナイターに該当し、イグナイターについては、輸入貿易管理令第9条第1項の輸入割当てを受けるべきものとして公表された品目（輸入公表）に該当するため。

6 担当局課名

貿易経済協力局貿易管理部 貿易審査課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成17年 1月24日

2 回答年月日

平成17年 2月21日

照会から回答までの期間28日間
(うち補正に要した期間 日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

3 照会・回答内容の公表年月日

平成17年 2月24日

回答から公表までの期間 3日間
(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

日本原子力発電株式会社は、同社の敦賀発電所2号機の溶接施工において、米国プリムス社から輸入した炉内計装シンプルチューブを使用することを計画している。

溶接事業者である米国プリムス社は、ISO9001に基づく品質保証システムを確立し、認証を取得しており、また、溶接施工法及び溶接士の確認が適切に実施されていることについて、ISO9001の認証時に認証機関により確認されている。

このため、米国プリムス社から輸入した炉内計装シンプルチューブの溶接施工を実施することは、電気事業法第39条第1項の技術基準に適合するものであると判断して良いか。

5 回答内容の概要

ISO9001に基づく品質保証システムの認証を取得している米国プリムス社が実施した溶接施工は、電気事業法第39条第1項の技術基準に適合するものと判断して良い。

6 担当局課名

原子力安全・保安院 電力安全課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成17年 2月23日

2 回答年月日

平成17年 2月23日

照会から回答までの期間 0日間

(うち補正に要した期間 日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

3 照会・回答内容の公表年月日

平成17年 2月25日

回答から公表までの期間 2日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

東京電力株式会社では、同社の柏崎刈羽原子力発電所6号機用に溶接施工した中性子検出器用ドライチューブを、同一の設計・使用条件（圧力、温度等）を採用している同発電所7号機用として使用することを計画している。

当該ドライチューブは、電気事業法第52条第7項に基づき適合の評定結果の通知を受けたものであり、また、同発電所6号機と7号機での設計・使用条件（圧力、温度等）は同一条件を採用している。

以上より、当該ドライチューブについては、号機間で供用することに保安上の問題は発生しないと考えられるため、改めて同法第52条に基づく検査の対象とはならないと判断して良いか。

5 回答内容の概要

柏崎刈羽原子力発電所6号機に使用することとして溶接施工された中性子検出器用ドライチューブを、同発電所7号機用として使用する場合、当該電気工作物は改めて同法第52条に基づく検査の対象とはならない。

6 担当局課名

原子力安全・保安院 電力安全課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成17年 1月25日

2 回答年月日

平成17年 2月15日

照会から回答までの期間 21日間

(うち補正に要した期間 日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

3 照会・回答内容の公表年月日

平成17年 2月20日

回答から公表までの期間 5日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

岡山市当新田環境センター余熱利用施設発電所は、近隣の岡山市の余熱処理施設から蒸気の提供を受け、蒸気タービンによって技術員駐在時間のみ発電を行う常時監視の発電所として運用しているが、当該発電所は、電気事業法第39条第1項の規定に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令第46条第2項の常時監視をしない発電所の施設に該当するのか、また、その場合に当該規定への適合性については、「電気設備の技術基準の解釈について」第51条第二号51-2表の内燃力とその排熱を回収するボイラーによる汽力を原動力とする発電所に準じた取扱いとしてよいか。

5 回答内容の概要

照会のあった発電所については、電気事業法第39条第1項の規定に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（以下、「電技」という。）第46条第1項の発電所には該当しない。

また、電気事業法第39条第1項の規定に基づく電技第46条第2項への適合性の判断については、電気設備の技術基準の解釈第51条第二号51-2表の「内燃力とその排熱を回収するボイラーによる汽力を原動力とする発電所」の施設条件を用いることとして問題ない。

6 担当局課名

原子力安全・保安院 電力安全課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成16年11月 5日

2 回答年月日

平成16年11月10日

照会から回答までの期間 5日間

(うち補正に要した期間 0日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

3 照会・回答内容の公表年月日

平成16年11月10日

回答から公表までの期間 0日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

模型ロケット自動車の点火に仕様するイグナイターの発火剤(0.1グラム以下のクロム酸バリウム85%、あるいはクロム酸ストロンチウム85%に、粉末ホウ素10%と、バインダー5%よりなる)を製造する行為は、火薬の製造行為に該当し、火薬類取締法第3条の適用を受けるか。

5 回答内容の概要

クロム酸バリウム又はクロム酸ストロンチウムのみを酸化剤として使用したイグナイターは、火薬類取締法第2条の火薬類には該当しないため、火薬類取締法第3条の製造営業許可は必要としない。

6 担当局課名

原子力安全・保安院 保安課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成16年 9月28日

2 回答年月日

平成16年10月13日

照会から回答までの期間 15日間

(うち補正に要した期間 0日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

3 照会・回答内容の公表年月日

平成16年10月13日

回答から公表までの期間 0日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

使用者・消費者が、消費場所で模型ロケットに取り付けて使用する、リローダブル式噴射推進器（円筒状の金属製容器で、前後にそれぞれ推進薬と放出薬による噴射ガスを放出するための噴射口があいたねじ式の金属製のふたにより閉まる構造のもの）に固体推進薬類（固体推進薬、延時薬、放出薬）を入れて使用できる状態に組み立てる行為は、火薬の製造行為に該当し、火薬類取締法第3条の適用を受けるか。

5 回答内容の概要

消費者が固体推進薬類をリローダブル式の噴射推進器に装填するのみの行為を消費場所で行うことは、火薬類の消費行為の一環として行われるものであるため、火薬類取締法第3条の製造営業許可は必要としない。

6 担当局課名

原子力安全・保安院 保安課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成16年 9月13日

2 回答年月日

平成16年10月13日

照会から回答までの期間30日間

(うち補正に要した期間 0日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

3 照会・回答内容の公表年月日

平成16年10月13日

回答から公表までの期間 0日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

模型飛行機・模型自動車・模型船舶に取り付けて使用する、固形燃料式噴射推進器の推進力の発生に仕様する固形燃料（硝酸グアニジンあるいは、硝酸アミノグアニジンを主成分とする配合となり、重さは噴射推進器の大きさに合わせて主さ3グラムから25グラムの範囲）を製造する行為は、火薬の製造行為に該当し、火薬類取締法第3条の適用を受けるか。

5 回答内容の概要

噴射推進器に用いる硝酸グアニジン又は硝酸アミノグアニジンを主とする推進薬は火薬類取締法第2条第1号イの硝酸塩を主とする火薬に該当するため、火薬類取締法第3条の製造営業許可を必要とする。

6 担当局課名

原子力安全・保安院 保安課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成16年10月13日

2 回答年月日

平成16年11月10日

照会から回答までの期間28日間

(うち補正に要した期間 0日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

3 照会・回答内容の公表年月日

平成16年11月10日

回答から公表までの期間 0日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

模型ロケットに取り付けて使用する、液化酸化剤・固体燃料型ハイブリット式噴射推進器の点火に仕様する円筒型着火剤を作るために、94%（重量比）以上の金属粉・金属酸化物（酸化鉛を除く）・有機助燃剤・高分子結合剤混合物に、酸化剤として6%未満の塩素酸カリウムを加えた薬剤を配合し、円筒型に成型する場合、これら薬剤を配合する行為は、火薬の製造行為に該当し、火薬類取締法第3条の適用を受けるか。

5 回答内容の概要

6%未満の塩素酸カリウムのみを酸化剤として使用した着火剤は、火薬類取締法第2条の火薬類には該当しないため、火薬類取締法第3条の製造営業許可は必要としない。

6 担当局課名

原子力安全・保安院 保安課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成16年10月13日

2 回答年月日

平成16年11月10日

照会から回答までの期間28日間

(うち補正に要した期間 0日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

3 照会・回答内容の公表年月日

平成16年11月10日

回答から公表までの期間 0日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

模型ロケットに取り付けて使用する、液化酸化剤・固体燃料型ハイブリット式噴射推進器の点火に仕様する円筒型着火剤を作るために、94%（重量比）以上の金属粉・金属酸化物（酸化鉛を除く）・有機助燃剤・高分子結合剤混合物に、酸化剤として6%未満の過塩素酸カリウムを加えた薬剤を配合し、円筒型に成型する場合、これら薬剤を配合する行為は、火薬の製造行為に該当し、火薬類取締法第3条の適用を受けるか。

5 回答内容の概要

6%未満の過塩素酸カリウムのみを酸化剤として使用した着火剤は、火薬類取締法第2条第1項第1号ハの規定により火薬類取締法施行規則第1条の2第1号で指定された過塩素酸塩を主とする火薬に該当するため、火薬類取締法第3条の製造営業許可を必要とする。

6 担当局課名

原子力安全・保安院 保安課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案

1 照会年月日

平成16年10月15日

2 回答年月日

平成16年11月2日

照会から回答までの期間18日間

(うち補正に要した期間11日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

3 照会・回答内容の公表年月日

平成17年5月12日

回答から公表までの期間191日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

照会者：インターライブ有限会社 代表取締役 鈴木高広

照会者が行おうとする具体的行為

：自動車用燃料である揮発油、軽油に混合する、炭化水素を含まない添加剤の開発及び販売

照会対象法令

：揮発油等の品質の確保等に関する法律（以下「品確法」）第13条、第17条の2第1項、第17条の7

5 回答内容の概要

販売しようとする添加剤が品確法の適用対象となるかどうかは、実際に販売される製品の成分によるが、もし、当該添加剤が炭化水素を一切含まないのであれば、照会法令の対象とはならない。

ただし、当該添加剤を揮発油又は軽油と混合した場合は照会法令の対象となる。

6 担当局課名

資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案 貨物自動車運送事業法第2条及び第3条の許可について

1 照会年月日

平成16年4月26日

2 回答年月日

平成16年5月18日

照会から回答までの期間23日間

(うち補正に要した期間0日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

3 照会・回答内容の公表年月日

平成16年5月18日

回答から公表までの期間0日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

以下の場合、貨物自動車運送事業の許可が必要かという照会。

- ・会員が購入した商品が無償で運搬する。自社車両を用いて運搬する。(商品を購入する会員以外への運搬を行わない。)

5 回答内容の概要

照会のあった事実については、製造・販売する製品を購入者に運ぶために自ら運送するものであり、「他人の需要に応じて」運送するものではないため、貨物自動車運送事業にあらず、事業許可は不要。

6 担当局課名

自動車交通局貨物課

○ 照会・回答内容の公表を行った事案 貨物利用運送事業法第3条について

1 照会年月日

平成16年6月24日

2 回答年月日

平成16年7月14日

照会から回答までの期間20日間

(うち補正に要した期間1日間)

回答までの期間を延長した場合、その理由

3 照会・回答内容の公表年月日

平成16年7月14日

回答から公表までの期間20日間

(照会者からの公表延期要請 有 無)

4 照会内容の概要

荷主の商品を他の事業者へ届ける際に、運送事業者への運送手配を請け負う業務を行う場合、請負業者は、貨物利用運送事業法に抵触するか。
請負業者が収受する料金は、手数料のみであり、運送責任を負わない。

5 回答内容の概要

貨物利用運送事業とは、他人の需要に有償で応じ、荷主に対して運送責任を負い、実運送事業者を利用して運送を行う事業であるため、当該事業については、法令の対象事業とはならない。

6 担当局課名

総合政策局複合貨物流通課